

常勤役員退職慰労金規程

社団法人 広島県バス協会

第1条 社団法人広島県バス協会の常勤役員が退職したときは、理事会の決議を経て、次の規程に基づき退職慰労金を支給する。

1. 支給慰労金の額は、満1年につき500,000円とする。
2. 勤続年数の計算は、1年未満の取り扱いは月数割とし、1ヵ月未満は15日以上の場合には1ヵ月に切り上げる。

第2条 死亡による退職の場合の相続は、次の順位によって支払う。

1. 配偶者
2. 直系卑属
3. 直系尊属
4. 実兄弟姉妹
5. その他死亡者の収入で扶養されていた者

(附則)

この規程は、平成12年3月20日から施行し、施行後に退職する常勤役員に対して適用する。